

薬学教育 6 年制及び薬剤師に関する状況①

資料 1

＜薬学教育＞

項目	現状
カリキュラム	・2013年に薬学教育モデル・コアカリキュラムを改訂し（改訂コアカリ）、2015年度入学生から適用。 ・今後の見直しに向け、2019年度から文部科学省委託事業を実施中。（3年間実施）
実務実習	・2013年に新6者懇において薬学実務実習に関する連絡会議を設置し、改訂コアカリに基づく実務実習の在り方、実施体制等の大枠や方針について協議を行った。 ・2015年2月に実務実習を適正に実施するための指針である「薬学実務実習に関するガイドライン」が示された。 ・2019年2月から改訂コアカリに基づく実務実習を実施。 ・実務実習の実施状況等に関する調査を実施。2019年12月に「令和元年度における薬学実務実習の実施状況を踏まえた課題と対応について」各団体に通知。
情報の公開（卒業）	・2014年11月の薬学系人材の在り方に関する検討会（WG）において、入学者に対する標準修業年限内の卒業者及び国家試験合格者の割合、6年次の卒業留年の割合等について、各大学の公表状況について整理し、ホームページで公表することを提言。 ・これを受け、上記の情報を各大学において公表するとともに、文部科学省において各大学の公表状況について整理し、ホームページで公表。
大学院進学、薬学部教員の養成	・2019年度からの文部科学省委託事業において、4年制博士課程の在り方について調査研究を実施中。（3年間実施）

共用試験については、薬学共用試験センターにおいて実施。
専門分野別第三者評価については、薬学教育評価機構において実施。

1

薬学教育 6 年制及び薬剤師に関する状況②

＜薬剤師国家試験、薬剤師免許取得後＞

項目	現状
薬剤師	・2018年末の薬剤師数は311,289人。（医師・歯科医師・薬剤師統計）
薬剤師国家試験	・2015年度に実施した第101回国家試験より、相対基準による合格基準を導入。2018年度に実施した第104回国家試験より禁忌肢を導入。 ・2020年度（第106回）より改訂モデル・コアカリキュラムに対応した国家試験（2016年11月の「薬剤師国家試験出題基準」に基づく国家試験）が実施される。 ・出題基準については、学術の進歩及び薬剤師業務の変化に伴い、おおむね4年を目途に改定することとされている。（2016年11月の「薬剤師国家試験出題基準」）
需給調査	・2018年度厚生労働科学研究において、薬剤師の総数に関する需給推計を行い、本研究報告書において、今後、詳細な需給動向を検討すべきと言及された。 ・これを受け、2020年度予算において、薬剤師の業務実態や地域の医療提供体制等を踏まえた詳細な需給調査を行う予定。
卒後研修	・厚生労働科学研究において、2019年度から国内外の卒後研修の現状を調査中。（3年間実施）
薬剤師の専門性	・2020年度から薬剤師の専門性に関する研修・認定制度の実態把握や今後求められる専門性を調査する予定。（3年間実施）
制度改正等	・2015年10月に「患者のための薬局ビジョン」を公表し、かかりつけ薬剤師・薬局の取組を推進。本ビジョンにおいて、「薬剤師は、従来の対物業務から対人業務へとシフトを図ることが必要である」としており、経済財政運営と改革の基本方針2019（2019年6月21日閣議決定）においても、「対物業務から対人業務への構造的な転換の推進」が求められている。 ・2016年10月より、健康サポート薬局の届出・公表が開始。 ・2019年12月4日に改正医薬品医療機器等法が公布。住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見直し等を行う。

2

薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年12月改訂、27年度から実施)

○6年制薬学部のカリキュラム作成の参考となる教育内容ガイドラインであり、学生が卒業までに身に付けておくべき必須の能力の到達目標を提示

○「**薬剤師として求められる基本的な資質**」を設定し、それを身につけるための一般目標、到達目標を設定する**学習成果基盤型教育(outcome-based education)**に力点

○教育課程の時間数の7割はモデル・コアカリキュラムに示された内容を、3割は大学独自のカリキュラム等を履修

薬学教育モデル・コアカリキュラム

A 基本事項

(1) 薬剤師の使命、(2) 薬剤師に求められる倫理観、(3) 信頼関係の構築、(4) 多職種連携協働とチーム医療、(5) 自己研鑽と次世代を担う人材の育成

B 薬学と社会

(1) 人と社会に関わる薬剤師
(2) 薬剤師と医薬品等に係る法規範
(3) 社会保障制度と医療経済
(4) 地域における薬局と薬剤師

C 薬学基礎

C1 物質の物理的性質
C2 化学物質の分析
C3 化学物質の性質と反応
C4 生体分子・医薬品の化学による理解
C5 自然が生み出す薬物
C6 生命現象の基礎
C7 人体の成り立ちと生体機能の調節
C8 生体防御と微生物

D 衛生薬学

D1 健康
D2 環境

E 医療薬学

E1 薬の作用と体の変化
E2 薬理・病態・薬物治療
E3 薬物治療に役立つ情報
E4 薬の生体内運命
E5 製剤化のサイエンス

F 薬学臨床

早期臨床体験
(2年次修了まで)
実務実習履修前の学修

実務実習と体系的に関連づけて学修

G 薬学研究

(1) 薬学における研究の位置づけ
(2) 研究に必要な法規範と倫理
(3) 研究の実践

卒業まで継続して学修

実務実習と体系的に関連づけて学修

実務実習
病院及び薬局
(20単位・22週)

(1) 薬学臨床の基礎
(2) 処方せんに基づく調剤
(3) 薬物療法の実践
(4) チーム医療への参画
(5) 地域の保健・医療・福祉への参画

(CBT(知識・OSCE技能))

薬剤師国家試験

大学独自のカリキュラム(薬学アドバンス教育ガイドライン(例示)も参考)

3

業務別薬剤師数

全体：311,289人

薬局：
180,415人
(58.0%)

その他：
16,856人
(5.4%)

介護保険施設：
832人 (0.3%)

大学従事者：
5,263人
(1.7%)

衛生行政機関・
保健衛生施設：
6,661人 (2.1%)

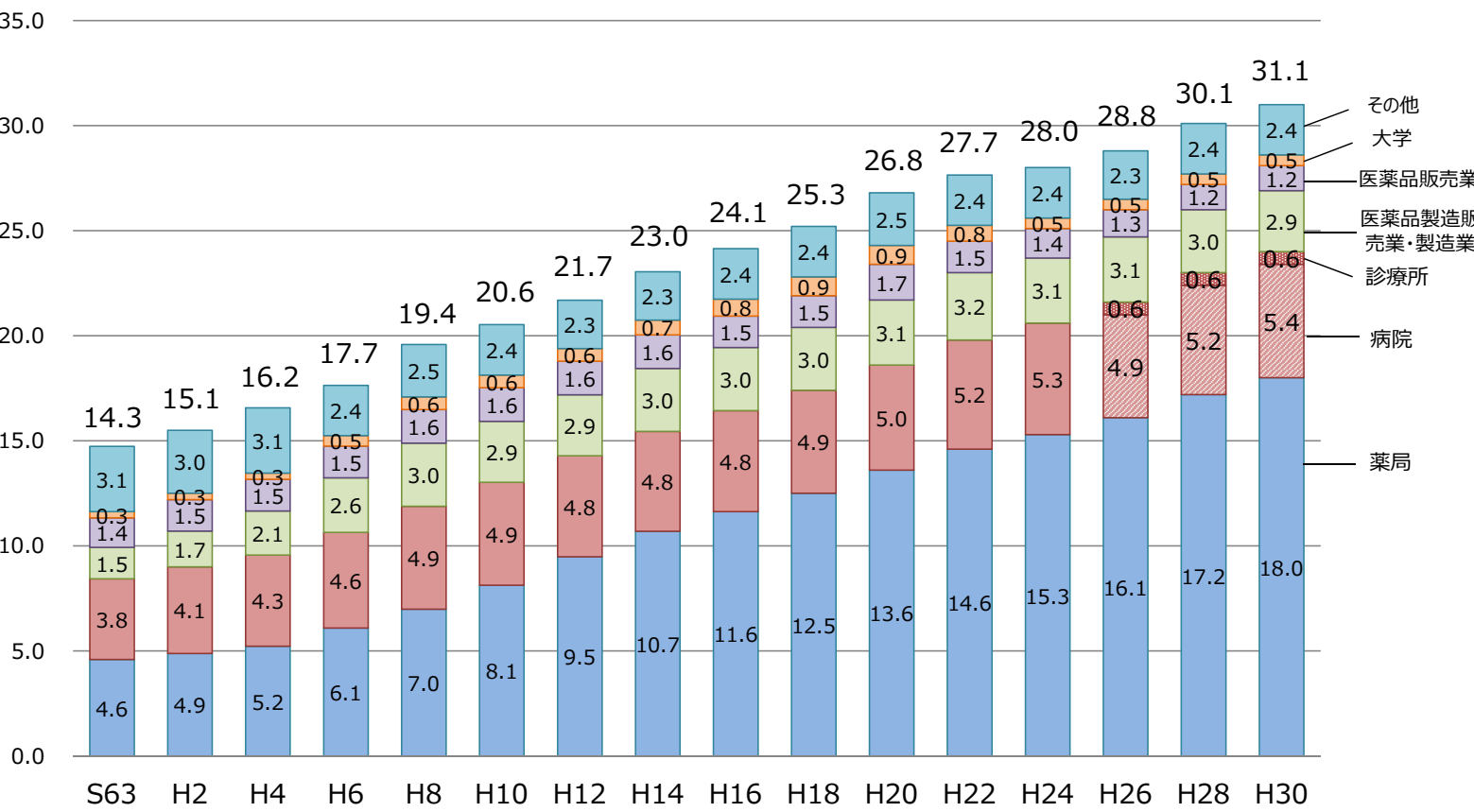
医薬品販売業：
12,294人
(3.9%)

医薬品
製造販売業・製造業：
29,009人 (9.3%)

病院・診療所：
59,956人
(19.3%)

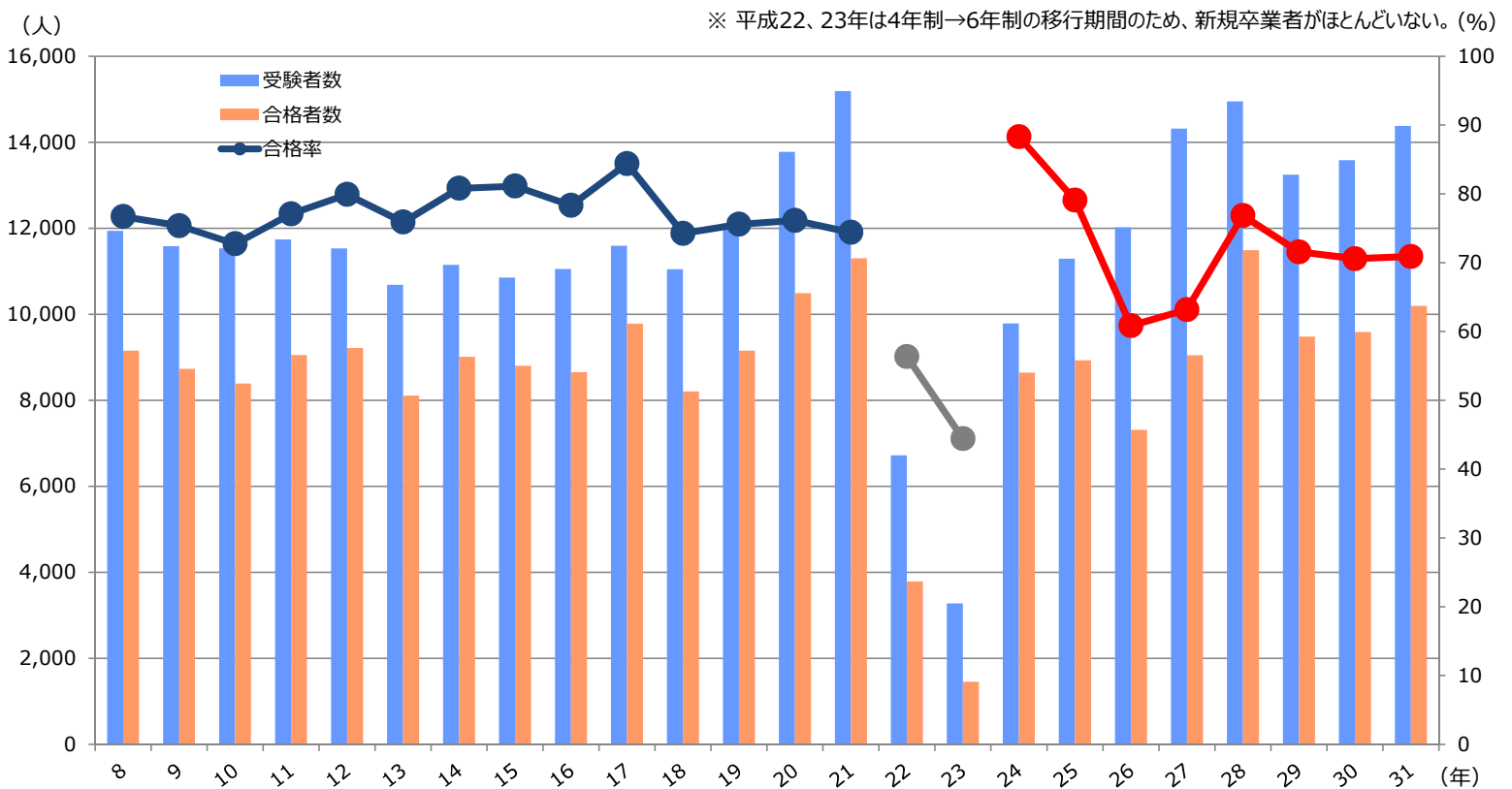
(平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計より) 4

薬剤師数の推移（万人）



出典) 医師、歯科医師、薬剤師統計
※ 平成26年より病院・診療所それぞれの従事者数も調査している

薬剤師国家試験の受験者数、合格者数、合格率推移



	4 年制														移行期		6 年制							
受験者数 (人)	11,937	11,582	11,530	11,739	11,529	10,683	11,148	10,850	11,048	11,590	11,046	12,112	13,773	15,189	6,720	3,274	9,785	11,288	12,019	14,316	14,949	13,243	13,579	14,376
合格者数 (人)	9,154	8,729	8,387	9,051	9,213	8,108	9,009	8,802	8,653	9,781	8,202	9,154	10,487	11,301	3,787	1,455	8,641	8,929	7,312	9,044	11,488	9,479	9,584	10,194
合格率 (%)	76.7	75.4	72.7	77.1	79.9	75.9	80.8	81.1	78.3	84.4	74.3	75.6	76.1	74.4	56.4	44.4	88.3	79.1	60.8	63.2	76.9	71.6	70.6	70.9

<基本方針の見直しの経緯>

- 平成18年に6年制課程が導入されたことを受け、平成22年1月に基本方針取りまとめ
- 平成24年3月より、6年制課程に対応した薬剤師国家試験が4回実施
- 平成25年12月に薬学教育モデル・コアカリキュラムが改訂、平成27年度入学生から適用



薬剤師国家試験についても、改訂モデル・コアカリキュラムへの対応が必要

<見直しにあたっての背景と基本的な考え方>

- 地域包括ケアシステムにおける多職種連携、医療機関におけるチーム医療等、薬剤師の果たすべき役割は大きくなっている。
- ⇒**薬剤師国家試験を通じ、薬剤師資格を有する者として必要な倫理観、使命感や知識・技能・態度を確認する必要がある。**
- 6年制導入後の薬剤師国家試験は合格率に大幅な変動が生じている。
- 個々の問題の内容について、概ね適切だが、一部に難易度が高いもの、例外的事項を問う問題が散見される。
- ⇒**国家試験の実施状況を踏まえ、改善事項を検討する。**

7

薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針 概要

(1) 試験科目について

- 出題科目は現行どおり
- 薬学共用試験CBTの利用は今後の検討課題

(2) 出題基準について

- 改訂モデル・コアカリキュラムに合わせて見直し
- ⇒今後、出題基準については部会において検討
- 出題内容については、臨床との関連を意識

(3) 試験出題形式及び解答形式について

- 連問※の出題を増やす
- 禁忌肢の導入(104回(平成30年度)から)

※連問：一つの事象に対し複数の問題を出题すること

(4) 試験問題数について

- 現行どおり(計345問)

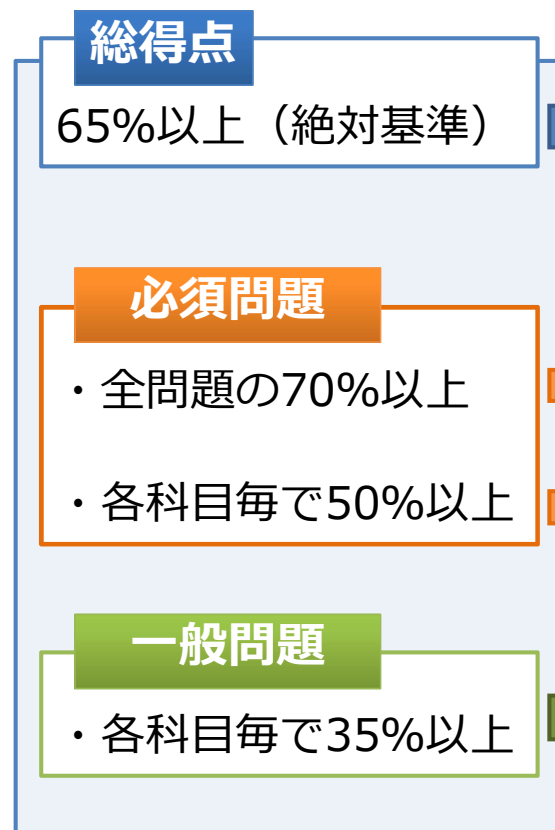
(5) 合格基準について

- (101回(平成27年度)から)
- 相対基準導入
- 必須問題の最低点数を、各科目の50%から30%に変更
- 一般問題の最低点数を廃止

(6) 既出問題の取扱いについて

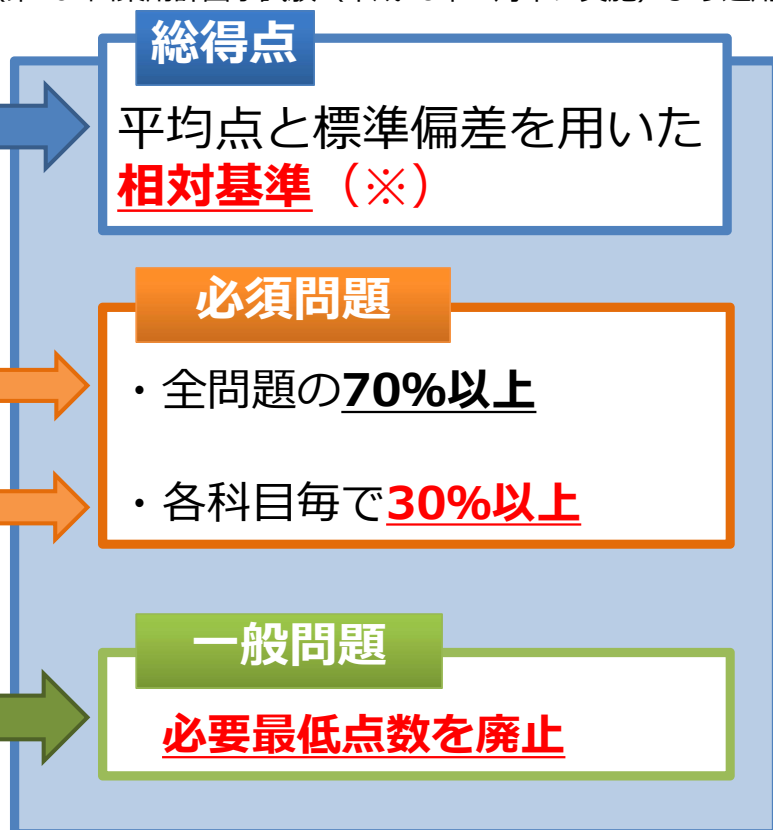
- 現行どおり
- (20%程度とするが、既出問題が十分に蓄積されるまでの間はこの限りではない。)

<これまでの合格基準>



<新たな合格基準>

（第101回薬剤師国家試験（平成28年2月末に実施）より適用）



※ 当分の間、全問題への配点の65%以上であり、かつ、他の基準を満たしている受験者は少なくとも合格となるよう合格基準を設定。

※ 第104回薬剤師国家試験（平成31年2月末に実施）より、合格基準に禁忌肢の選択状況も加味している。

9

薬剤師国家試験出題基準（抜粋）

平成28年11月22日
医道審議会薬剤師分科会
薬剤師国家試験出題基準改定部会

薬剤師国家試験出題基準（以下、「出題基準」という。）は、薬剤師試験委員が試験問題を作成するうえで「妥当な出題範囲」と「ほぼ一定の問題水準」を保つために策定される基準であり、その内容については、学術の進歩及び薬剤師業務の変化に伴い、おおむね4年を目途に見直しを行い、薬剤師国家試験の改善を図っていくこととされている。

平成22年9月に策定された出題基準は、平成18年度に薬学教育の修業年限が6年間となり、平成23年度に、6年制課程を修了する薬学生が国家試験を受験することを前提としたものである。平成25年12月に薬学教育モデル・コアカリキュラムが6年制課程に特化した内容に改訂され（以下、「改訂モデル・コアカリキュラム」という。）、平成32年度に、改訂モデル・コアカリキュラムの下で6年制課程を修了する薬学生が国家試験を受験することから、医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験出題基準改定部会において出題基準の改定に向けた検討を行った。

本出題基準は、医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験制度改善検討部会において、平成28年2月にまとめられた「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」に基づき、改訂モデル・コアカリキュラムの内容を基本とし、医学・薬学の進歩と現状を踏まえて策定したものである。

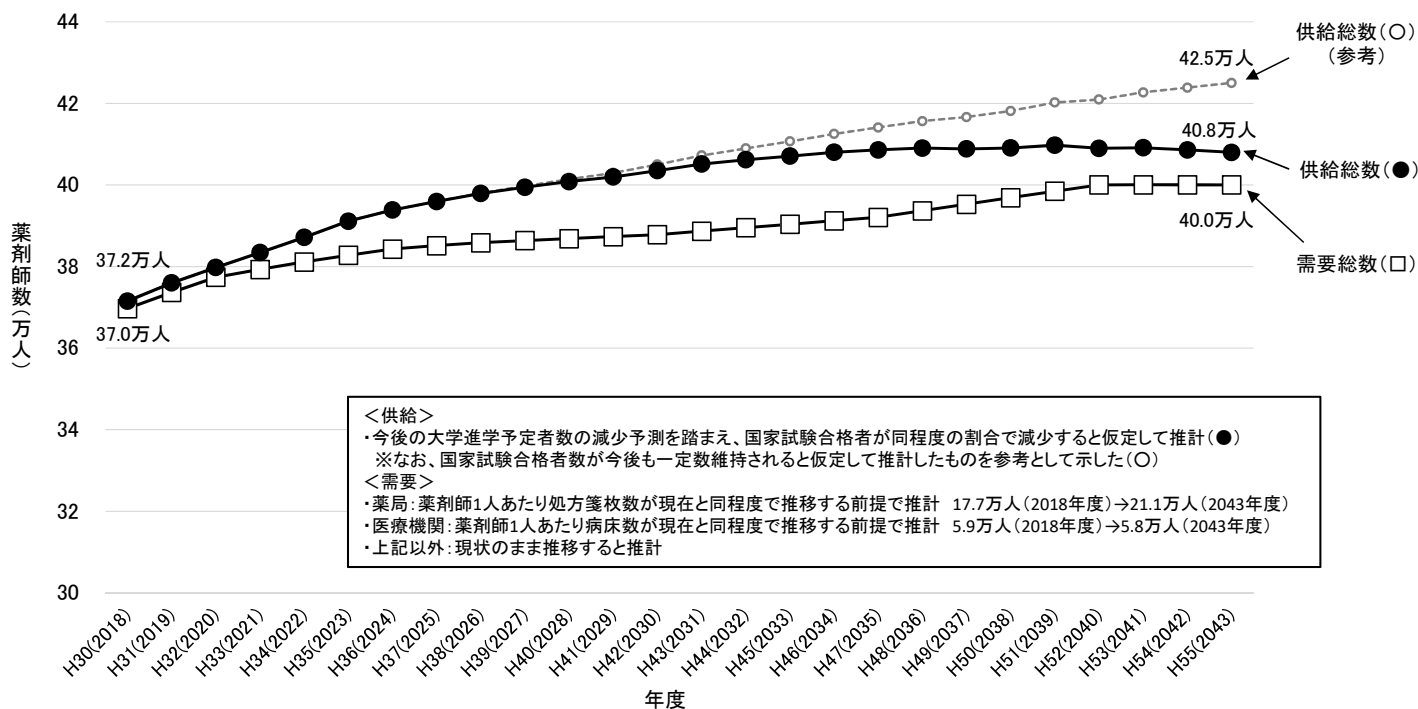
（4）適用時期と次回改定

本出題基準については、第106回薬剤師国家試験（平成32年度実施）から適用する。また、出題基準については、学術の進歩及び薬剤師業務の変化に伴い、おおむね4年を目途に改定する。

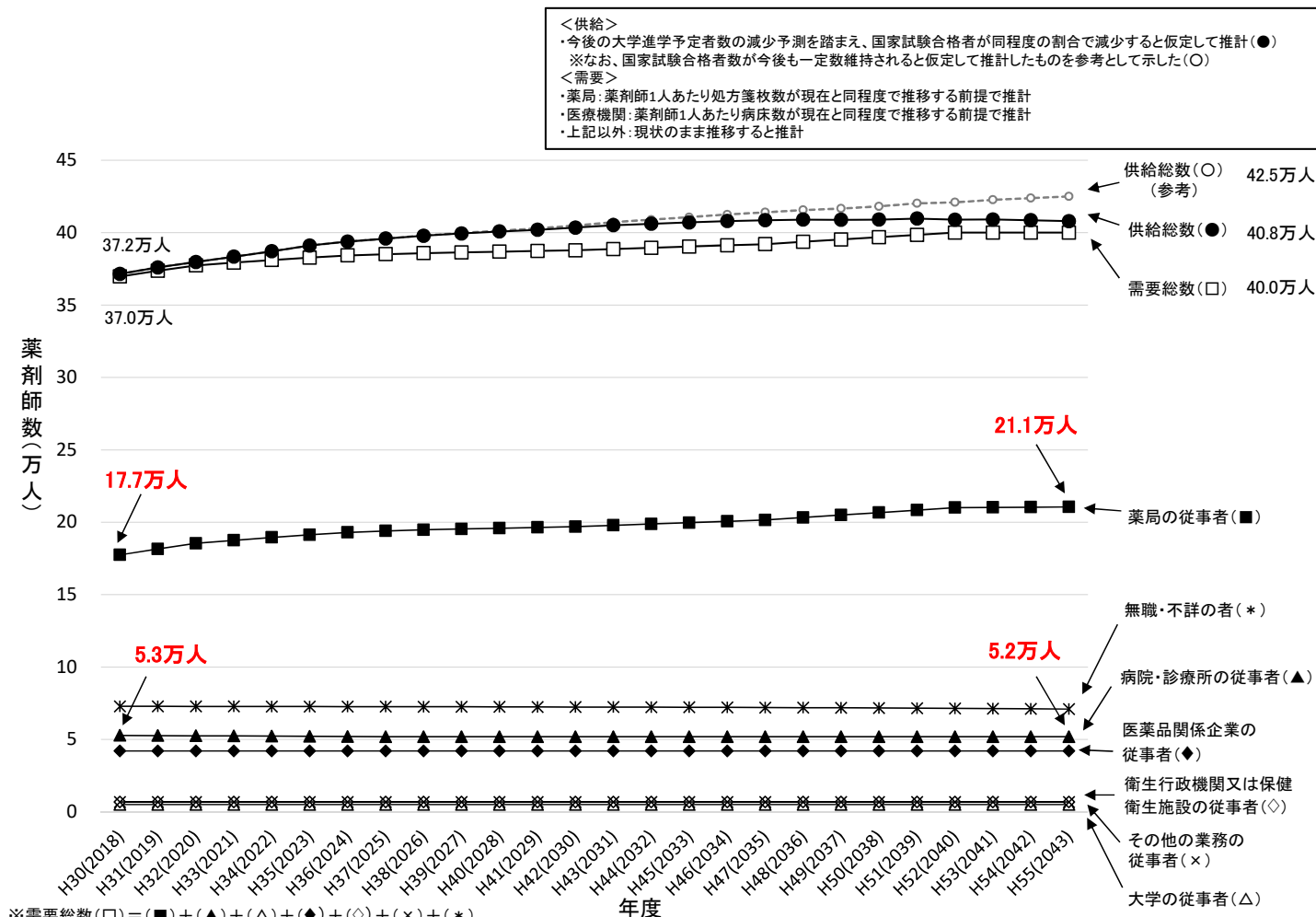
薬剤師の需給予測

- 薬剤師の総数としては、今後数年間は需要と供給が均衡している状況が続くことになるが、長期的に見ると、供給が需要を上回ることが見込まれている。
- ※ この推計は、薬局や医療機関における薬剤師の業務が現在と変わらない前提に推計したものであり、今後、薬剤師に求められる業務への対応や調剤業務等の効率化等の取組によって、薬剤師の必要性は変わりうる。また、将来的な大学の入学者数・卒業者数、国家試験の合格状況によって供給は変動しうる。
- 薬剤師総数の観点では、今後、現在の水準以上に薬剤師養成が必要となる状況は考えにくい。
- 地域での偏在も考えられるため、今後の人口減少社会における薬剤師の需要の変化も踏まえつつ、詳細な需給動向も今後検討すべき。

図1 薬剤師の需給予測(総薬剤師数:機械的な試算による推計)



薬剤師の需給予測(総薬剤師数、従事先別:機械的な試算による推計)



D. 考察（抜粋）

1. 需給動向

（1）薬剤師の需要の変化

今回の調査では、今後数年間は需要と供給が均衡している状況であり、長期的にみると薬剤師の供給数が需要を上回ることが示されているが、現在の業務の実態が変わらない前提で必要となる薬剤師数を機械的に推計したものである。しかしながら、前述のとおり**薬剤師・薬局が求められる役割は変化しており、医療機関との情報連携や在宅医療への対応も含め、単に処方箋の調剤のみを行うのではなく、対人業務を充実することが必要**である。法律改正の動向も踏まえると、今後、薬剤師に求められる役割が変化する中で、対物業務の効率化を行ったとしても、対人業務を充実させることで薬剤師の需要は高くなることが予想される。

（中略）

今回のフォーカスインタビューからもわかるように、現場においては在宅対応や健康サポートなど対人業務を重視し、これらの業務にシフトさせている傾向が見受けられる結果であった。**単に調剤業務のみに特化し続ける状況であれば、対物業務の機械化等により、地域における薬剤師ニーズは増加するよりむしろ減少することになると考えられる。**また、医療・介護分野の対応だけではなく、セルフメディケーション推進などの国民の健康意識の高まりや、平成28（2016）年10月から届出が開始された健康サポート薬局への対応など、**病気の予防など健康寿命の延伸に向けた取組についても、薬局として必要な役割であり、これらの業務を充実させることで、薬剤師の需要が高まる要素はある**と考えられた。

平成30年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
「薬剤師の需給動向の予測および薬剤師の専門性確保に必要な研修内容等に関する研究」（分担研究者 長谷川洋一 名城大学薬学部）

13

薬剤師の需給予測（報告書②）

D. 考察（抜粋）

1. 需給動向

（2）薬剤師の供給に関する課題

平成30年に実施した第103回薬剤師国家試験では、**平成24年に入学した学生のうち、国家試験に合格した者は6,651人であり（文部科学省「平成30年度の入学試験・6年制学科生の修学状況」より）、6年間で卒業して薬剤師国家試験に合格できるのは6割に満たない状況である。**

この理由としては、6年間で卒業できる学生が少なく、留年したり卒業できなかったりする学生が多く見受けられること、大学では国家試験対策に偏重したカリキュラムになっているが、臨床実践能力を問う問題が近年増加している国家試験には対応できず、合格レベルに達していない学生がいること等に起因している可能性があると考えられる。

留年者が多く、本来修了すべき6年間で卒業できる学生が少ないこと、国家試験に偏重したカリキュラムになっていること等の課題に関しては、薬学教育評価機構における大学の第三者評価においても指摘されることが多い事項である。薬学教育6年制課程は、本来、6年間で必要なカリキュラムを修了し、その結果、薬剤師になるための心構えのほか、薬剤師国家試験に合格できる知識・能力を身につけることが求められるものであるため、このような現状は改善すべき課題と考える。

（中略）

今回の供給数は、今後の人口減少社会を踏まえ、大学進学予定者数の減少予測をもとに推計しているが、薬剤師総数の観点では、今後、現在の水準以上に薬剤師養成が必要となる状況は考えにくい。今後も6年制の入学定員が増加し続けると、薬剤師供給の増加要因となりうる。

平成30年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
「薬剤師の需給動向の予測および薬剤師の専門性確保に必要な研修内容等に関する研究」（分担研究者 長谷川洋一 名城大学薬学部）

14

「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の**病気の予防や健康サポートに貢献**
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ☆ **副作用や効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬や相互作用の防止**
 - ICT（電子版お薬手帳等）を活用し、
 - ・ 患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
 - ・ **24時間**の対応
 - ・ **在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
 - ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 処方内容の照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

15

「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

○かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

～対物業務から対人業務へ～

患者中心の業務

患者中心の業務

薬中心の業務

- ・ 処方箋受取・保管
- ・ 調製(秤量、混合、分割)
- ・ 薬袋の作成
- ・ 報酬算定
- ・ 薬剤監査・交付
- ・ 在庫管理

- 医薬関係団体・学会等で、専門性を向上するための研修の機会の提供
- 医療機関と薬局との間で、患者の同意の下、検査値や疾患名等の患者情報を共有
- 医薬品の安全性情報等の最新情報の収集

- ・ 処方内容チェック（重複投薬、飲み合わせ）
- ・ 医師への疑義照会
- ・ 丁寧な服薬指導
- ・ 在宅訪問での薬学管理
- ・ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ・ 処方提案
- ・ 残薬解消

薬中心の業務

専門性+コミュニケーション能力の向上

16

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等（2）主要分野ごとの改革の取組 ① 社会保障 （医療・介護制度改革）

（ii）医療提供体制の効率化

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・**かかりつけ薬剤師の普及を進める**とともに、医療機関へのかかり方について行政・保険者等が連携し啓発を行う。

（iv）診療報酬・医薬品等に係る改革

調剤報酬について、2018年度診療報酬改定の影響の検証やかかりつけ機能の在り方の検討等を行いつつ、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や、**対物業務から対人業務への構造的な転換の推進**やこれに伴う所要の適正化等、2020年度診療報酬改定に向け検討する。その際、医療機関及び薬局における調剤の実態や報酬体系を踏まえ、調剤料などの技術料について、2018年度診療報酬改定の影響や薬剤師の業務の実態も含めた当該技術料の意義の検証を行いつつ適正な評価に向けた検討を行う。診療報酬等について、高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の方針については引き続き検討を進める。